瑞浪市まちづくり基本条例に基づく
取組み計画(令和2年度～)

令和3年5月

瑞浪市

瑞浪市まちづくり基本条例見出し

章		節		款			見出し
第1章	総則					第1条	目的
						第2条	定義
						第3条	条例の位置付け
第2章	まちづくりの基本原則					第4条	まちづくりの基本原則
第3章	まちづくりを担う主体	第1節	市民等	第1款	市民	第5条	市民の権利
						第6条	市民の責務
				第2款	多様な担い手	第7条	自治会
						第8条	まちづくり推進組織
						第9条	子ども及び若者
						第10条	市民活動団体
		第2節	議会			第11条	議会の役割と責務
		第3節	行政	第1款	市長	第12条	市長の役割と責務
				第2款	執行機関	第13条	執行機関の役割と責務
						第14条	情報
						第15条	総合計画等
						第16条	執行機関の組織
				第3款	市の職員	第17条	市の職員の役割と責務
第4章	参加の仕組み					第18条	参加
						第19条	住民投票
第5章	実効性の確保					第20条	市民まちづくり会議の設置
						第21条	条例の見直し

条ごとにおける各課の取組件数一覧表（令和2年度からの計画分）

	第1条	第3条	第7条	第8条	第9条	第10条	第11条	第13条	第14条	第15条	第16条	第17条	第18条	第19条	第20条	第21条	
総務課		1						1	4		1						7
企画政策課								4	2	2	1		4				13
秘書課												2					2
税務課																	0
市民課																	0
市民協働課	1		4	4	3	3						1	1	1	1	1	20
生活安全課													1				1
稲津コミュニティーセンター																	0
陶コミュニティーセンター																	0
釜戸コミュニティーセンター																	0
大湫コミュニティーセンター																	0
日吉コミュニティーセンター																	0
選挙管理委員会																	0
社会福祉課																	0
子育て支援課																	0
高齢福祉課																	0
保険年金課																	0
健康づくり課																	0
農林課																	0
商工課																	0
環境課																	0
窯業研究所																	0
クリーンセンター																	0
土木課						1											1
都市計画課						1											1
上下水道課																	0
教育総務課																	0
学校教育課					1												1
社会教育課				1	2				1								4
学校給食センター																	0
スポーツ・文化課																	0
議会事務局							1										1
消防本部					1												1
	1	1	4	5	7	5	1	5	7	2	2	3	6	1	1	1	52

※一部取組においては、複数の条に該当するため重複計上（再掲表示）しているものがあります。

【市民協働課計上分】
・市民活動補償保険制度の運用　7条・8条・10条（P6/P10/P20）
・まちづくり活動拠点施設の活用　7条・8条・10条（P7/P11/P21）
・集落支援員制度の運用 7条・8条（P8/P12）
・夢づくり市民活動補助制度の運用　9条・10条（P15/P19）

【第9条　地域学校協働活動】
・社会教育課、学校教育課、市民協働課それぞれに計上　（P18）

【第10条　里親制度】
・土木課、都市計画課　双方に計上　10条（P22）

瑞浪市まちづくり基本条例に基づく取組み計画及び評価表

	条数	第1条					
	条文見出し	目的					
	条文	この条例は、前文に掲げられた基本理念にのっとり、瑞浪市におけるまちづくりに関する原則及び仕組み、市民の権利及び責務、議会及び行政の責務等を定め、市民主体のまちづくりを推進することを目的とします。					
	取り組み	条例の周知					
	担当課	市民協働課					
Do 行動計画	取組みスケジュール	年　度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
		取り組み内容	広報・PR冊子の印刷配布（子ども向け含む） 市民向け講演会の実施（5年に1度）	広報・PR冊子の印刷配布（子ども向け含む）	広報・PR冊子の印刷配布（子ども向け含む）	広報・PR冊子の印刷配布（子ども向け含む）	広報・PR冊子の印刷配布（子ども向け含む）
		備　　考					
	現況評価及び今後の方向性	条例の理念を共有し、市民主体のまちづくりを推進するため、「まちづくり基本条例」について、広報みずなみ・ホームページによる情報発信のほか、チラシ等の配布を行うことで条例の周知を図ります。また、子どもを対象とした啓発パンフレットを活用し、条例の認知度を高めていきます。					
Check 評価		取組み結果	広報・PR冊子の印刷配布				
	R2年度に取り組んだ内容	「瑞浪のまちづくり（子ども向けパンフレット）」を市内各小学校（6年生児童）に配布し、条例の周知に努めました。また、瑞浪中学校においては複数の授業科目において取り組まれました。 その他、各地区の区長会、まちづくり推進組織の会議などにおいても、条例の周知に努めました。					
	R2年度における所属長の評価	「瑞浪のまちづくり（子ども向けパンフレット）」の配布を行い、条例の周知に努めました。 市民の認知度が上がるよう、継続した取組みが必要です。					
Act 改善	次年度に向けて見直す内容・改善する内容など	啓発パンフレットの配布先を中学生まで拡充する。					
Plan 次年度計画	次年度における具体的取組み	継続的な取組みとして、広報みずなみ・市ホームページなどによる情報発信のほか、生涯学習出前講座のメニューとして掲載を続けていきます。					

瑞浪市まちづくり基本条例に基づく取組み計画及び評価表

	条数	第3条					
	条文見出し	条例の位置付け					
	条文	市は、他の条例等の制定及び改廃にあたっては、この条例の趣旨を尊重します。					
	取り組み	条例等策定時のまちづくり基本条例との整合性確認					
	担当課	総務部総務課					
Do 行動計画	取組みスケジュール	年　度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
		取り組み内容	審査段階で整合性確認	審査段階で整合性確認	審査段階で整合性確認	審査段階で整合性確認	審査段階で整合性確認
		備　考					
	現況評価及び今後の方向性	①各課等は、条例・規則・要綱を制定及び改廃するにあたり、まちづくり基本条例との整合性を確認します。 ②法令審査委員会は、法令審査委員会の審査段階で、まちづくり基本条例との整合性を確認します。					
Check 評価		取組み結果	・条例、規則等の制定及び改正において、整合性を確認した。				
	R2年度に取り組んだ内容	瑞浪市の全例規の制定及び改正において、まちづくり基本条例との整合を図りました。					
	R2年度における所属長の評価	例規の制定・改廃において、まちづくり基本条例との整合が図られています。					
Act 改善	次年度に向けて見直す内容・改善する内容など	特に大きな見直しや改善はありません。					
Plan 次年度計画	次年度における具体的取組み	引き続き、瑞浪市の全例規の制定及び改正において、まちづくり基本条例との整合を図ります。					

瑞浪市まちづくり基本条例に基づく取組み計画及び評価表

	条数	第7条					
	条文見出し	自治会					
	条文	①市は、自治会を多様な担い手によるまちづくりの中心的な役割を果たす組織として位置付け、自治会から提出される意見及び提案を総合的に検討し、市政に反映させます。 ②市民及び市は、自治会の地域自治を担う重要な役割を認識し、その活動を尊重するものとします。 ③住民は、原則として自治会へ加入するものとします。					
	取り組み	自治会の活動支援					
	担当課	市民協働課					
Do 行動計画	取組みスケジュール	年　度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
		取り組み内容	情報共有 財政運営及び人的支援	情報共有 財政運営及び人的支援	情報共有 財政運営及び人的支援	情報共有 財政運営及び人的支援	情報共有 財政運営及び人的支援
		備　考					
	現況評価及び今後の方向性	自治会との協働によるまちづくりを進めるため、市政協力事業交付金による財政的支援を行います。また、夢づくり地域活動支援室による人的支援を行います。 連合自治会・各地区区長会を通じて、行政からの情報発信（自治会ハンドブック・別冊Q&A集、自治会加入パンフレット等）及び自治会からの要望など意見集約を行い、相互の連絡調整を図ります。					
Check 評価		取組み結果	情報共有 財政運営及び人的支援				
	R2年度に取り組んだ内容	自治会活動への支援として、「市政協力事業交付金」等による財政的支援、及び「夢づくり地域活動支援室」による人的支援を行いました。 また、市と各地区の連絡調整及び情報交換を行うため、市連合自治会の開催（6回／年）や自治会ハンドブック及びQ＆Aの配布により、各地区への情報共有を図りました。					
	R2年度における所属長の評価	財政的支援、人的支援の両面により、自治会活動支援が図られています。					
Act 改善	次年度に向けて見直す内容・改善する内容など	自治会活動を継続したものとするため、小規模自治会の統合・再編について議論を進めていく必要があります。					
Plan 次年度計画	次年度における具体的取組み	継続的な取組みとして、財政的支援及び人的支援を行います。また、自治会ハンドブック等の作成や、市連合自治会を通じて、市と各地区との連絡調整を行います。 小規模自治会の統合・再編について、議論が進むよう地区への働きかけを行います。					

瑞浪市まちづくり基本条例に基づく取組み計画及び評価表

	条数	第7条					
	条文見出し	自治会					
	条文	①市は、自治会を多様な担い手によるまちづくりの中心的な役割を果たす組織として位置付け、自治会から提出される意見及び提案を総合的に検討し、市政に反映させます。 ②市民及び市は、自治会の地域自治を担う重要な役割を認識し、その活動を尊重するものとします。 ③住民は、原則として自治会へ加入するものとします。					
	取り組み	市民活動補償保険制度の運用（再掲あり　第7条・第8条・第10条）					
	担当課	市民協働課					
Do 行動計画	取組みスケジュール	年　度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
		取り組み内容	制度運用	制度運用	制度運用	制度運用	制度運用
		備　　考					
	現況評価及び今後の方向性	自治会、まちづくり推進組織などの市民活動に対し、安心して取り組める環境を整備するため、市民活動補償制度の運用を継続します。					
Check 評価		取組み結果	制度運用				
	R2年度に取り組んだ内容	制度のPRとして、広報みずなみ（6月1日号）、市ホームページ、自治会ハンドブックQ＆Aへの掲載や、チラシの配布を行いました。					
	R2年度における所属長の評価	自治会活動など市民活動中の万一の事故に対する保険として利用が図られています。					
Act 改善	次年度に向けて見直す内容・改善する内容など	自治会の役員は毎年変更となるため、継続的な周知が必要です。					
Plan 次年度計画	次年度における具体的取組み	継続的な取組みとして、広報みずなみ・市ホームページ・自治会ハンドブックQ＆AによるPRを行います。					

瑞浪市まちづくり基本条例に基づく取組み計画及び評価表

	条数	第7条					
	条文見出し	自治会					
	条文	①市は、自治会を多様な担い手によるまちづくりの中心的な役割を果たす組織として位置付け、自治会から提出される意見及び提案を総合的に検討し、市政に反映させます。 ②市民及び市は、自治会の地域自治を担う重要な役割を認識し、その活動を尊重するものとします。 ③住民は、原則として自治会へ加入するものとします。					
	取り組み	まちづくり活動拠点施設の活用（再掲あり　第7条・第8条・第10条）					
	担当課	市民協働課					
Do 行動計画	取組みスケジュール	年　度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
		取り組み内容	施設運用	施設運用	施設運用	施設運用	施設運用
		備　　考					
	現況評価及び今後の方向性	自治会及びまちづくり推進組織の支援のため、夢サポ及び各コミュニティーセンターを拠点施設として運用します。 自治会及びまちづくり活動の情報発信の場として、各拠点施設を活用します。					
Check 評価		取組み結果	施設運用				
	R2年度に取り組んだ内容	「夢サポ」内において、市内各地における、まちづくり活動の情報発信を行いました。 また、瑞浪、土岐、明世の各地区のまちづくりの拠点施設として活用されました。					
	R2年度における所属長の評価	瑞浪、土岐、明世の3地区を中心に、各種打合せ・会合に利用されており、まちづくりの拠点施設として認知されてきています。					
Act 改善	次年度に向けて見直す内容・改善する内容など	引き続き、施設が積極的に活用されるよう努めます。					
Plan 次年度計画	次年度における具体的取組み	継続的な取組みとして、まちづくりの拠点である本施設の積極的な利用に努めます。 また、市内各地区のまちづくり活動の情報発信を行います。					

瑞浪市まちづくり基本条例に基づく取組み計画及び評価表

	条数	第7条					
	条文見出し	自治会					
	条文	①市は、自治会を多様な担い手によるまちづくりの中心的な役割を果たす組織として位置付け、自治会から提出される意見及び提案を総合的に検討し、市政に反映させます。 ②市民及び市は、自治会の地域自治を担う重要な役割を認識し、その活動を尊重するものとします。 ③住民は、原則として自治会へ加入するものとします。					
	取り組み	集落支援員制度の運用（再掲あり　第7条・第8条）					
	担当課	市民協働課					
Do 行動計画	取組みスケジュール	年　度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
		取り組み内容	制度運用	制度運用	制度運用	制度運用	制度運用
		備　　考					
	現況評価及び今後の方向性	地域の実情に詳しい人材を、集落支援員として各地区（8地区）に配置しています。 自治会及びまちづくり推進組織の活動を支援するとともに、地域の課題解消及び活性化につながる制度として運用していきます。					
Check 評価		取組み結果	制度運用				
	R2年度に取り組んだ内容	各地区との情報共有のため、集落支援員連絡会を4回実施しました。また、集落支援員のスキルアップのため、各種研修会の提供を行いました。					
	R2年度における所属長の評価	集落支援員連絡会において、各地区での課題や取組みを共有することが出来ました。また、集落支援員研修を通じて、各支援員のスキルアップが図られました。					
Act 改善	次年度に向けて見直す内容・改善する内容など	集落支援員研修を通じ、各支援員のスキルアップを図ります。					
Plan 次年度計画	次年度における具体的取組み	各地区における集落支援員の状況をふまえ、より実用性のある支援となるよう努めます。					

瑞浪市まちづくり基本条例に基づく取組み計画及び評価表

	条数	第8条
	条文見出し	まちづくり推進組織
	条文	①市は、次の表に定める各地区において、市長が認める一のまちづくり推進組織を多様な担い手によるまちづくりの中心的な役割を果たす組織として位置付けます。 ②まちづくり推進組織は、運営ルールを明確にし、民主的な活動を行います。 ③まちづくり推進組織は、地域の住民が参加しやすいように活動を行います。 ④地域の住民は、まちづくり推進組織が地域のまちづくりにおいて果たしている役割を認識し、尊重するとともに積極的に参加します。 ⑤行政は、まちづくり推進組織がその機能及び役割を十分発揮できるよう必要な施策を講じます。
	取り組み	まちづくり推進組織の活動支援
	担当課	市民協働課

Do 行動計画	取組みスケジュール	年　度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
		取り組み内容	財政支援及び人的支援 情報共有	財政支援及び人的支援 情報共有	財政支援及び人的支援 情報共有	財政支援及び人的支援 情報共有	財政支援及び人的支援 情報共有
		備　考					
	現況評価及び今後の方向性	まちづくり推進組織との協働を進めるため、夢づくり地域交付金による財政的支援を行います。 また、職員をまちづくり支援職員として各地域に配置し、人的支援を行います。 まちづくり推進協議会連絡会を通じて、情報の共有化を図ります。					
Check 評価		取組み結果	財政支援及び人的支援 情報共有				
	R2年度に取り組んだ内容	まちづくり推進組織への支援として、「夢づくり地域交付金」による財政的支援、及び「夢づくり地域活動支援室」による人的支援を行いました。 また、市と各地区との連絡会を開催し、先進地視察や連絡調整及び情報交換を図りました。					
	R2年度における所属長の評価	財政的支援、人的支援を通じ地域の課題解消に向けた取り組みを推進できました。また、連合自治会との情報共有の場を提供することが出来ました。					
Act 改善	次年度に向けて見直す内容・改善する内容など	地域の課題解消及び活性化に向けた取組みについて、一層の情報共有を図ります。					
Plan 次年度計画	次年度における具体的取組み	連絡会の事業として、まちづくりに関わる人に対しファシリテーション研修を行い、会議の活性化を図ります。					

瑞浪市まちづくり基本条例に基づく取組み計画及び評価表

	条数	第8条					
	条文見出し	まちづくり推進組織					
	条文	①市は、次の表に定める各地区において、市長が認める一のまちづくり推進組織を多様な担い手によるまちづくりの中心的な役割を果たす組織として位置付けます。 ②まちづくり推進組織は、運営ルールを明確にし、民主的な活動を行います。 ③まちづくり推進組織は、地域の住民が参加しやすいように活動を行います。 ④地域の住民は、まちづくり推進組織が地域のまちづくりにおいて果たしている役割を認識し、尊重するとともに積極的に参加します。 ⑤行政は、まちづくり推進組織がその機能及び役割を十分発揮できるよう必要な施策を講じます。					
	取り組み	市民活動補償保険制度の運用（再掲あり　第7条・第8条・第10条）					
	担当課	市民協働課					
Do 行動計画	取組みスケジュール	年　度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
		取り組み内容	制度運用	制度運用	制度運用	制度運用	制度運用
		備　　考					
	現況評価及び今後の方向性	自治会、まちづくり推進組織などの市民活動に対し、安心して取り組める環境を整備するため、市民活動補償制度の運用を継続します。					
Check 評価		取組み結果	制度運用				
	R2年度に取り組んだ内容	制度のPRとして、広報みずなみ（6月1日号）、市ホームページ、自治会ハンドブックQ＆Aへの掲載や、チラシの配布を行いました。					
	R2年度における所属長の評価	自治会活動など市民活動中の万一の事故に対する保険として利用が図られています。					
Act 改善	次年度に向けて見直す内容・改善する内容など	自治会の役員は毎年変更となるため、継続的な周知が必要です。					
Plan 次年度計画	次年度における具体的取組み	継続的な取組みとして、広報みずなみ・市ホームページ・自治会ハンドブックQ＆AによるPRを行います。					

瑞浪市まちづくり基本条例に基づく取組み計画及び評価表

	条数	第8条
	条文見出し	まちづくり推進組織
	条文	①市は、次の表に定める各地区において、市長が認める一のまちづくり推進組織を多様な担い手によるまちづくりの中心的な役割を果たす組織として位置付けます。 ②まちづくり推進組織は、運営ルールを明確にし、民主的な活動を行います。 ③まちづくり推進組織は、地域の住民が参加しやすいように活動を行います。 ④地域の住民は、まちづくり推進組織が地域のまちづくりにおいて果たしている役割を認識し、尊重するとともに積極的に参加します。 ⑤行政は、まちづくり推進組織がその機能及び役割を十分発揮できるよう必要な施策を講じます。
	取り組み	まちづくり活動拠点施設の活用（再掲あり　第7条・第8条・第10条）
	担当課	市民協働課

Do 行動計画	取組みスケジュール	年　度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
		取り組み内容	施設運用	施設運用	施設運用	施設運用	施設運用
		備　考					
	現況評価及び今後の方向性	自治会及びまちづくり推進組織の支援のため、夢サポ及び各コミュニティーセンターを拠点施設として運用します。 自治会及びまちづくり活動の情報発信の場として、各拠点施設を活用します。					
Check 評価		取組み結果	施設運用				
	R2年度に取り組んだ内容	「夢サポ」内において、市内各地における、まちづくり活動の情報発信を行いました。 また、瑞浪、土岐、明世の各地区のまちづくりの拠点施設として活用されました。					
	R2年度における所属長の評価	瑞浪、土岐、明世の3地区を中心に、各種打合せ・会合に利用されており、まちづくりの拠点施設として認知されてきています。					
Act 改善	次年度に向けて見直す内容・改善する内容など	引き続き、施設が積極的に活用されるよう努めます。					
Plan 次年度計画	次年度における具体的取組み	継続的な取組みとして、まちづくりの拠点である本施設の積極的な利用に努めます。 また、市内各地区のまちづくり活動の情報発信を行います。					

瑞浪市まちづくり基本条例に基づく取組み計画及び評価表

	条数	第8条					
	条文見出し	まちづくり推進組織					
	条文	①市は、次の表に定める各地区において、市長が認める一のまちづくり推進組織を多様な担い手によるまちづくりの中心的な役割を果たす組織として位置付けます。 ②まちづくり推進組織は、運営ルールを明確にし、民主的な活動を行います。 ③まちづくり推進組織は、地域の住民が参加しやすいように活動を行います。 ④地域の住民は、まちづくり推進組織が地域のまちづくりにおいて果たしている役割を認識し、尊重するとともに積極的に参加します。 ⑤行政は、まちづくり推進組織がその機能及び役割を十分発揮できるよう必要な施策を講じます。					
	取り組み	集落支援員制度の運用（再掲あり　第7条・第8条）					
	担当課	市民協働課					
Do 行動計画	取組みスケジュール	年　度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
		取り組み内容	制度運用	制度運用	制度運用	制度運用	制度運用
		備　考					
	現況評価及び今後の方向性	地域の実情に詳しい人材を、集落支援員として各地区（8地区）に配置しています。 自治会及びまちづくり推進組織の活動を支援するとともに、地域の課題解消及び活性化につながる制度として運用していきます。					
Check 評価		取組み結果	制度運用				
	R2年度に取り組んだ内容	各地区との情報共有のため、集落支援員連絡会を実施しました。また、集落支援員のスキルアップのため、各種研修会の提供を行いました。					
	R2年度における所属長の評価	集落支援員連絡会において、各地区での課題や取組みを共有することが出来ました。また、集落支援員研修を通じて、各支援員のスキルアップが図られました。					
Act 改善	次年度に向けて見直す内容・改善する内容など	集落支援員研修を通じ、各支援員のスキルアップを図ります。					
Plan 次年度計画	次年度における具体的取組み	各地区における集落支援員の状況をふまえ、より実用性のある支援となるよう努めます。					

瑞浪市まちづくり基本条例に基づく取組み計画及び評価表

	条数	第8条						
	条文見出し	まちづくり推進組織						
	条文	①市は、次の表に定める各地区において、市長が認める一のまちづくり推進組織を多様な担い手によるまちづくりの中心的な役割を果たす組織として位置付けます。 ②まちづくり推進組織は、運営ルールを明確にし、民主的な活動を行います。 ③まちづくり推進組織は、地域の住民が参加しやすいように活動を行います。 ④地域の住民は、まちづくり推進組織が地域のまちづくりにおいて果たしている役割を認識し、尊重するとともに積極的に参加します。 ⑤行政は、まちづくり推進組織がその機能及び役割を十分発揮できるよう必要な施策を講じます。						
	取り組み	地区公民館指定管理者制度の運用						
	担当課	社会教育課						
Do 行動計画	取組みスケジュール	年　度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
		取り組み内容	地区公民館制度運用	地区公民館制度運用	地区公民館制度運用	地区公民館制度運用	地区公民館制度運用	
		備　考						
	現況評価及び今後の方向性	地域活動の活性化のため、地区公民館のまちづくり推進組織による指定管理者制度を推進します。						
Check 評価		取組み結果	地区公民館の制度運用					
	R2年度に取り組んだ内容	5地区すべての地区公民館において指定管理者制度を導入し、まちづくり推進組織による管理運営が行われました。 陶公民館及び大湫公民館の指定管理者の更新を行いました。						
	R2年度における所属長の評価	それぞれの地区公民館において、地域独自の課題に対応できるよう内容を検討し、地域住民の理解を得ながら、まちづくり推進組織により適正に管理運営が行われています。						
Act 改善	次年度に向けて見直す内容・改善する内容など	特になし						
Plan 次年度計画	次年度における具体的取組み	地域の生涯学習活動及び地域づくりの拠点として、実情に合わせて運用されるよう指導や助言を行います。 釜戸公民館の指定管理者の更新を行います。						

瑞浪市まちづくり基本条例に基づく取組み計画及び評価表

	条数	第9条					
	条文見出し	子ども及び若者					
	条文	①子ども（市民のうち、18歳未満の者をいいます。）は、地域社会の一員として尊重され、まちづくりに参加することができます。 ②若者(市民のうち、18歳以上30歳未満の者をいいます。)は、地域社会の一員としての自覚を持ち、まちづくりへの参加に努めるものとします。 ③市は、子どもや若者がまちづくりに参加できる環境整備に努めるものとします。					
	取り組み	子ども及び若者のまちづくりへの参加促進 （青少年育成活動）					
	担当課	社会教育課					
Do 行動計画	取組みスケジュール	年　度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
		取り組み内容	公民館事業の情報提供と青少年育成団体への働きかけ	公民館事業の情報提供と青少年育成団体への働きかけ	公民館事業の情報提供と青少年育成団体への働きかけ	公民館事業の情報提供と青少年育成団体への働きかけ	公民館事業の情報提供と青少年育成団体への働きかけ
		備　考					
	現況評価及び今後の方向性	子ども及び若者に各地区のまちづくり推進組織、公民館及び子ども会等の活動を通したまちづくり活動への参加を促進します。					
Check 評価		取組み結果	公民館事業の周知と青少年育成団体への働きかけ				
	R2年度に取り組んだ内容	公民館事業について学校や青少年育成団体へ情報提供し、子ども及び若者の参加について働きかけました。また、コロナ禍により制限された活動の中で、できるだけボランティアとして活躍できる場の提供に努めました。					
	R2年度における所属長の評価	市内6公民館において、実施されている事業に子ども及び若者が参加し、また、ボランティアとしても活躍しています。今度も、活躍できる場の提供に努めることが必要です。					
Act 改善	次年度に向けて見直す内容・改善する内容など	より多くの子ども及び若者が地域の人とのふれあいやボランティア活動などの活躍の場の創設が必要です。					
Plan 次年度計画	次年度における具体的取組み	子ども及び若者にとって魅力のある事業を実施します。また、ボランティアとして活躍できる場の提供に努めます。学校、青少年育成団体、公民館とが事業の日程を調整するなど無理なく参加できるよう連携を強化します。					

瑞浪市まちづくり基本条例に基づく取組み計画及び評価表

	条数	第9条					
	条文見出し	子ども及び若者					
	条文	①子ども（市民のうち、18歳未満の者をいいます。）は、地域社会の一員として尊重され、まちづくりに参加することができます。 ②若者(市民のうち、18歳以上30歳未満の者をいいます。)は、地域社会の一員としての自覚を持ち、まちづくりへの参加に努めるものとします。 ③市は、子どもや若者がまちづくりに参加できる環境整備に努めるものとします。					
	取り組み	夢づくり市民活動補助制度の運用（再掲あり　第9条・第10条）					
	担当課	市民協働課					
Do 行動計画	取組みスケジュール	年　度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
		取り組み内容	制度運用	制度運用	制度運用	制度運用	制度運用
		備　考					
	現況評価及び今後の方向性	市内で公益的な市民活動（まちづくり活動）を行う団体に対する支援として、市民活動補助制度の運用を継続します。					
Check 評価		取組み結果	制度運用				
	R2年度に取り組んだ内容	令和2年度事業について、令和2年3月の事業審査会を経て、3団体3事業の採択を行いました。					
	R2年度における所属長の評価	コロナ禍ではありましたが、3団体3事業（昨年度は5団体5事業）の採択となり、市民活動への支援が図られました。					
Act 改善	次年度に向けて見直す内容・改善する内容など	新規の活用団体を増やすため、制度改正を図ります。					
Plan 次年度計画	次年度における具体的取組み	継続した取組みとして、公益的な活動を実施する市民活動団体に制度の利用を促します。					

瑞浪市まちづくり基本条例に基づく取組み計画及び評価表

	条数	第9条
	条文見出し	子ども及び若者
	条文	①子ども(市民のうち、18歳未満の者をいいます。)は、地域社会の一員として尊重され、まちづくりに参加することができます。 ②若者(市民のうち、18歳以上30歳未満の者をいいます。)は、地域社会の一員としての自覚を持ち、まちづくりへの参加に努めるものとします。 ③市は、子どもや若者がまちづくりに参加できる環境整備に努めるものとします。
	取り組み	小学生、中学生、高校生を対象とした応急手当の普及啓発 幼児、小学生による一日消防士(防災体験学習会)の開催
	担当課	消防本部

Do 行動計画	スケジュール 取組み	年　度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
		取り組み内容	応急手当講習 防災講話・災害図上訓練(DIG)	応急手当講習 防災講話・災害図上訓練(DIG)	応急手当講習 防災講話・災害図上訓練(DIG)	応急手当講習 防災講話・災害図上訓練(DIG)	応急手当講習 防災講話・災害図上訓練(DIG)
		備　考					
	現況評価及び今後の方向性	子どもが応急手当講習、防災講話・災害図上訓練(DIG)を受講することで、応急手当の普及、救命率の向上及び防災意識の高揚に大きな効果が期待できます。 今後は、少しでも多くの方に受講していただけるよう、これまでに実施していない学校等にも積極的にPRします。					
Check 評価		取組み結果	応急手当講習 防災講話 施設見学				
	R2年度に取り組んだ内容	応急手当講習を小学生24人、中学生13人の計37人に実施し、応急手当の必要性を啓発しました。また、防災講話等をみずなみ防災会及び市生活安全課と協働し、小中学生5人(ジュニア防災リーダー養成講座受講者)、高校生438人に実施しました。そして、小学生127人が施設見学を行い、そのうち31人にはCOVID-19感染防止対策としてオンライン形式での施設見学を取り入れました。					
	R2年度における所属長の評価	COVID-19感染防止対策をして、応急手当講習や防災講話、施設見学を実施しました。中でも、その対策として施設見学は、オンライン形式でできたので大変良かったと思うが、救命講習と防災講話はできなかったため、実施できるようにすること。					
Act 改善	次年度に向けて見直す内容・改善する内容など	COVID-19感染拡大の影響で例年に比べ、受講人数が少なくなっています。COVID-19感染防止対策としてオンライン形式で応急手当講習や防災講話を実施し、受講人数の増加を図ります。					
Plan 次年度計画	次年度における具体的取組み	今後は、オンライン形式での応急手当講習や防災講話の実施が必要となってきます。教育委員会等と協力し、生徒に配布されたタブレット端末を利用して実施していきます。					

瑞浪市まちづくり基本条例に基づく取組み計画及び評価表

	条数	第9条
	条文見出し	子ども及び若者
	条文	①子ども（市民のうち、18歳未満の者をいいます。）は、地域社会の一員として尊重され、まちづくりに参加することができます。 ②若者(市民のうち、18歳以上30歳未満の者をいいます。)は、地域社会の一員としての自覚を持ち、まちづくりへの参加に努めるものとします。 ③市は、子どもや若者がまちづくりに参加できる環境整備に努めるものとします。
	取り組み	域学連携事業の推進
	担当課	市民協働課

Do 行動計画	取組みスケジュール	年　度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
		取り組み内容	情報共有及び財政支援 交付金制度の創設	情報共有及び財政支援	情報共有及び財政支援	情報共有及び財政支援	情報共有及び財政支援
		備　考					
	現況評価及び今後の方向性	域学連携協定に基づき、市が抱える地域課題に対し、教員及び学生が地域の課題解消及び活性化に向けた取組みを推進するための支援を行います。					
Check 評価		取組み結果	情報共有及び財政支援 交付金制度の創設				
	R2年度に取り組んだ内容	各課からの域学連携事業の取りまとめを行い、各学校との連携を推進しました。また、さらなる地域活性化のため、今年度より域学連携交付金の制度を開始しました。					
	R2年度における所属長の評価	コロナ禍により、域学連携を予定していた事業が中止となるなどの影響がありましたが、新設した域学連携推進事業交付金を2団体に交付し、若者のまちづくりへの参加を推進しました。					
Act 改善	次年度に向けて見直す内容・改善する内容など	新設した交付金制度の周知を図ります。					
Plan 次年度計画	次年度における具体的取組み	交付金制度の周知を行い、利用団体の増加を図ることで、若者のまちづくりへの参加を促進します。					

瑞浪市まちづくり基本条例に基づく取組み計画及び評価表

	条数	第9条					
	条文見出し	子ども及び若者					
	条文	①子ども（市民のうち、18歳未満の者をいいます。）は、地域社会の一員として尊重され、まちづくりに参加することができます。 ②若者(市民のうち、18歳以上30歳未満の者をいいます。)は、地域社会の一員としての自覚を持ち、まちづくりへの参加に努めるものとします。 ③市は、子どもや若者がまちづくりに参加できる環境整備に努めるものとします。					
	取り組み	地域学校協働活動の体制整備					
	担当課	社会教育課・学校教育課・市民協働課					
Do 行動計画	取組みスケジュール	年　度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
		取り組み内容	コミュニティ・スクール　一部校区での試験導入	コミュニティ・スクール　一部校区での正式導入	コミュニティ・スクール　一部校区での正式導入	コミュニティ・スクール　一部校区での正式導入	すべての校区で導入
		備　考	みずなみ教育プラン・後期計画　取組内容の具体的な表記				
	現況評価及び今後の方向性	「子どもの成長支援のための学校、家庭、地域の連携強化」を達成するため、各校区における地域学校協働活動の体制整備に取組みます。					
Check 評価		取組み結果	・制度啓発用チラシの全戸配布 ・2校の先進的実践と検証 ・関係団体会合での説明				
	R2年度に取り組んだ内容	・コミュニティ・スクール（学校運営協議会、地域学校協働活動等）について、制度の内容や仕組みを知っていただくために市内全戸へチラシの配布をしました。 ・稲津小、釜戸小2校がコミュニティ・スクール制度を推進するために、先進的に実践を進めました。また、その実践に関わり成果や課題を明確にしていくよう努めました。 ・地域と学校の連携を進めていくために、地域の各種組織、団体の会合へ参加しました。そのなかで可能な限り制度や仕組みの説明、協力の依頼等を進めました。					
	R2年度における所属長の評価	計画通り、2校が先進的な取組を進め、学校運営協議会を立ち上げることができました。また、2校の実践から学び、他校の学校運営協議会設置に向けた動き出しが始まっています。チラシを全戸配布し周知に努めました。					
Act 改善	次年度に向けて見直す内容・改善する内容など	・地域住民の制度認知がまだまだ低いという声を聞きます。少しでも多くの方々に制度を周知できるよう広報していきます。					
Plan 次年度計画	次年度における具体的取組み	・先進的に取り組んだ2校に続き、他校も学校運営協議会の立ち上げを進めます。 ・地域と学校の連携、協働が進むように区長会、まちづくり推進協議会、公民館等の関係団体との連絡、調整を進めます。					

瑞浪市まちづくり基本条例に基づく取組み計画及び評価表

	条数	第10条					
	条文見出し	市民活動団体					
	条文	ボランティア団体、特定非営利活動法人その他市内で自主的に公益活動を行う市民活動団体は、まちづくりに関する活動において、行政から支援を受けることができます。					
	取り組み	夢づくり市民活動補助制度の運用（再掲あり　第9条・第10条）					
	担当課	市民協働課					
Do 行動計画	取組みスケジュール	年　度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
		取り組み内容	制度運用	制度運用	制度運用	制度運用	制度運用
		備　　考					
	現況評価及び今後の方向性	市内で公益的な市民活動（まちづくり活動）を行う団体に対する支援として、市民活動補助制度の運用を継続します。					
Check 評価		取組み結果	制度運用				
	R2年度に取り組んだ内容	令和2年度事業について、3団体3事業の採択を行い、市民活動を支援しました。					
	R2年度における所属長の評価	コロナ禍ではありましたが、3団体3事業（昨年度は5団体5事業）の採択となり、市民活動への支援が図られました。					
Act 改善	次年度に向けて見直す内容・改善する内容など	新規の活用団体を増やすため、制度改正を図ります。					
Plan 次年度計画	次年度における具体的取組み	継続した取組みとして、公益的な活動を実施する市民活動団体に制度の利用を促します。					

瑞浪市まちづくり基本条例に基づく取組み計画及び評価表

	条数	第10条					
	条文見出し	市民活動団体					
	条文	ボランティア団体、特定非営利活動法人その他市内で自主的に公益活動を行う市民活動団体は、まちづくりに関する活動において、行政から支援を受けることができます。					
	取り組み	市民活動補償保険制度の運用（再掲あり　第7条・第8条・第10条）					
	担当課	市民協働課					
Do 行動計画	取組みスケジュール	年　度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
		取り組み内容	制度運用	制度運用	制度運用	制度運用	制度運用
		備　　考					
	現況評価及び今後の方向性	自治会、まちづくり推進組織などの市民活動に対し、安心して取り組める環境を整備するため、市民活動補償制度の運用を継続します。					
Check 評価		取組み結果	制度運用				
	R2年度に取り組んだ内容	制度のPRとして、広報みずなみ（6月1日号）、市ホームページ、自治会ハンドブックQ＆Aへの掲載や、チラシの配布を行いました。					
	R2年度における所属長の評価	自治会活動など市民活動中の万一の事故に対する保険として利用が図られています。					
Act 改善	次年度に向けて見直す内容・改善する内容など	自治会の役員は毎年変更となるため、継続的な周知が必要です。					
Plan 次年度計画	次年度における具体的取組み	継続的な取組みとして、広報みずなみ・市ホームページ・自治会ハンドブックQ＆AによるPRを行います。					

瑞浪市まちづくり基本条例に基づく取組み計画及び評価表

	条数	第10条					
	条文見出し	市民活動団体					
	条文	ボランティア団体、特定非営利活動法人その他市内で自主的に公益活動を行う市民活動団体は、まちづくりに関する活動において、行政から支援を受けることができます。					
	取り組み	まちづくり活動拠点施設の活用（再掲あり　第7条・第8条・第10条）					
	担当課	市民協働課					
Do 行動計画	取組みスケジュール	年　度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
		取り組み内容	施設運用	施設運用	施設運用	施設運用	施設運用
		備　考					
	現況評価及び今後の方向性	自治会及びまちづくり推進組織の支援のため、夢サポ及び各コミュニティーセンターを拠点施設として運用します。 自治会及びまちづくり活動の情報発信の場として、各拠点施設を活用します。					
Check 評価		取組み結果	施設運用				
	R2年度に取り組んだ内容	「夢サポ」内において、市内各地における、まちづくり活動の情報発信を行いました。 また、瑞浪、土岐、明世の各地区のまちづくりの拠点施設として活用されました。					
	R2年度における所属長の評価	瑞浪、土岐、明世の3地区を中心に、各種打合せ・会合に利用されており、まちづくりの拠点施設として認知されてきています。					
Act 改善	次年度に向けて見直す内容・改善する内容など	引き続き、施設が積極的に活用されるよう努めます。					
Plan 次年度計画	次年度における具体的取組み	継続的な取組みとして、まちづくりの拠点である本施設の積極的な利用に努めます。 また、市内各地区のまちづくり活動の情報発信を行います。					

瑞浪市まちづくり基本条例に基づく取組み計画及び評価表

	条数	第10条						
	条文見出し	市民活動団体						
	条文	ボランティア団体、特定非営利活動法人その他市内で自主的に公益活動を行う市民活動団体は、まちづくりに関する活動において、行政から支援を受けることができます。						
	取り組み	公共施設維持管理里親制度の運用（道路・河川・公園）						
	担当課	土木課・都市計画課						
Do 行動計画	取組みスケジュール	年　度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
		取り組み内容	公共施設里親活動の推進	公共施設里親活動の推進	公共施設里親活動の推進	公共施設里親活動の推進	公共施設里親活動の推進	
		備　考						
	現況評価及び今後の方向性	市道や河川、公園などの維持管理を図り、きれいな地域づくりを目指して公共施設里親活動を推進していきます。						
Check 評価		取組み結果	・里親活動に必要な物資等の提供					
	R2年度に取り組んだ内容	これまで里親登録をいただいている団体に、継続的な維持管理に関する取組をお願いすると同時に、登録団体の拡大に努めました。また、公共施設維持管理里親制度実施要綱に基づいて、団体に資機材等の支給及び貸出を行いました。						
	R2年度における所属長の評価	21か所の都市公園において里親登録をいただき、都市公園の維持管理を図るとともに、きれいな街づくり、地域づくりを地域団体の協力を得ながら推進することができました。						
Act 改善	次年度に向けて見直す内容・改善する内容など	円滑に里親活動を実施するために、提供資材や貸出備品について検討します。						
Plan 次年度計画	次年度における具体的取組み	連合自治会や市広報等を活用し、里親を募集すると同時に、市のホームページに各里親の活動状況を掲載することで、広範囲にPRを行います。平成30年度に設置した里親制度のあり方についての検討委員会の検討内容をもとに、令和3年度も引き続き制度等を拡充していきます。						

瑞浪市まちづくり基本条例に基づく取組み計画及び評価表

	条数	第11条					
	条文見出し	議会の役割と責務					
	条文	①議会は、直接選挙により選ばれた代表者である議員によって構成される議事機関として、市民の意思が市政に反映されるよう努めます。 ②議会は、行政運営が適正に行われるよう調査及び監視機能を十分に発揮し、政策立案機能の充実に努めます。 ③議会は、保有する情報及び議会活動を市民に公開し、市民が市政について考え、判断する材料を提示するよう努めます。					
	取り組み	議会活動の充実及び情報発信					
	担当課	議会事務局					
Do 行動計画	取組みスケジュール	年　度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
		取り組み内容	議会報告会開催 事業評価実施 議会広報紙発行	議会報告会開催 事業評価実施 議会広報紙発行	議会報告会開催 事業評価実施 議会広報紙発行	議会報告会開催 事業評価実施 議会広報紙発行	議会報告会開催 事業評価実施 議会広報紙発行
		備　　考					
	現況評価及び今後の方向性	議会基本条例に基づき、毎年、議会報告会を開催し、市民との意見交換を行い、市民の思いを市政へ反映できるよう努めています。また、毎年、各議員が市民目線に立ち、決算に係る事業評価を実施し、行政運営をチェックしています。さらには、議会広報紙を発行し、議会活動を市民に公開しています。引き続き、開かれた議会として、市民意見の収集、市民への議会活動の公開に努めていきます。					
Check 評価		取組み結果	議会報告会開催 事業評価実施 議会広報紙発行				
	R2年度に取り組んだ内容	議会基本条例に基づき、各議員が市民目線に立ち、主要事業の決算に係る事業評価を実施し、行政運営をチェックしました。コロナ禍の影響から、集会形式での議会報告会は実施できませんでしたが、市民に開かれた議会を継続させる必要から、議会広報紙「議会ちゃんねる。」上で市民との意見交換を行う書面報告会を実施しました。議会の模様を広く市民等に伝えるため、議会広報紙「議会ちゃんねる。」を全戸配布（年4回）するとともに、アプリ「マチイロ」に掲載しました。					
	R2年度における所属長の評価	本年も、市民目線による市の主要事業の効果的な評価を実施することができたと考えます。コロナの影響下でも市民に開かれた議会を進めるため、書面報告会を開催したことは、大きく評価できると考えます。議会広報紙「議会ちゃんねる。」の年4回の継続的な全戸配布の他、アプリ「マチイロ」へ掲載し、市外へ情報発信を行えたことも評価できます。今後も、開かれた議会を進める取り組みを継続していく必要があります。					
Act 改善	次年度に向けて見直す内容・改善する内容など	議会の模様を市民により分かりやすく伝えるための議会広報紙「議会ちゃんねる。」の作成（記事内容、デザインなど）を研究していきます。					
Plan 次年度計画	次年度における具体的取組み	引き続き、議員全員による市の主要事業の評価を市民目線で行い、効果的な事業の実施につなげることを目指します。コロナ禍の状況によるところがありますが、集会形式の議会報告会を開催し、市民に開かれた議会を進めます。議会広報広聴委員会にて議会広報紙「議会ちゃんねる。」について研究を重ねながら作成していきます。					

瑞浪市まちづくり基本条例に基づく取組み計画及び評価表

	条数	第13条					
	条文見出し	執行機関の役割と責務					
	条文	①執行機関は、公正、誠実、迅速に行政活動を実施します。 ②執行機関は、市民の意思を的確に把握するとともに、常に市民の立場に立ち、効率的かつ効果的に行政活動を行います。					
	取り組み	行政手続条例の適正な運用					
	担当課	総務部総務課					
Do 行動計画	取組みスケジュール	年　度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
		取り組み内容	職員向け研修	職員向け研修	職員向け研修	職員向け研修	職員向け研修
		備　考					
	現況評価及び今後の方向性	行政不服審査法に基づく審査請求に対応するため、関係職員の研修を引き続き実施し、行政運営における公正の確保と透明性を図ります。					
Check 評価		取組み結果	審査請求への適切な対応				
	R2年度に取り組んだ内容	令和2年度中に行政不服審査法に基づく審査請求はありませんでしたが、請求があった場合は適切に対応できる体制を整えています。					
	R2年度における所属長の評価	審査請求に対する体制を整え、適切な対応をすることができています。					
Act 改善	次年度に向けて見直す内容・改善する内容など	情報収集を継続し、行政手続条例とも整合を取った総合的な体制を作ることが必要です。					
Plan 次年度計画	次年度における具体的取組み	情報収集を継続し、行政手続条例との整合も検討していきます。					

瑞浪市まちづくり基本条例に基づく取組み計画及び評価表

	条数	第13条					
	条文見出し	執行機関の役割と責務					
	条文	①執行機関は、公正、誠実、迅速に行政活動を実施します。 ②執行機関は、市民の意思を的確に把握するとともに、常に市民の立場に立ち、効率的かつ効果的に行政活動を行います。					
	取り組み	行政改革の促進と評価					
	担当課	企画政策課					
Do 行動計画	取組みスケジュール	年　度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
		取り組み内容	・第6次行政改革大綱策定 ・改革の推進	・改革の推進	・改革の推進	・改革の推進 ・第7次総合計画に包含	・改革の推進
		備　考					
	現況評価及び今後の方向性	第5次瑞浪市行政改革大綱の基本方針「行政の質の向上」を今後も連綿と継続していくことの重要性を踏まえ、推進期間を第6次瑞浪市総合計画の計画期間に合わせ令和5年まで3年間延長しました。これまでの独立型に行政改革大綱は策定せず、次期総合計画に包含する形で一体的に整備します。					
Check 評価		取組み結果	・第5次行政改革大綱策定の変更版として作成 改革の推進				
	R2年度に取り組んだ内容	第5次行政改革大綱に係る具体的行動計画について、内部評価とともに行政改革審議会により外部の視点から評価をしていただきました。評価の結果については、庁内で共有し、次年度の取組み方針として取り組んでいくこととしました。 進捗管理等の業務量の軽減を図り、より統制力を高める手段として、次期行革大綱は策定せず、総合計画の中で行政改革を包括的に推進することとし、第5次行政改革大綱の変更版として、令和5年までの期間延長としました。					
	R2年度における所属長の評価	第5次行政改革大綱の行動計画の1つである「外部の視点による評価の推進」について、行政改革を対象に実施しました。引き続き、基本方針である「行政の質の向上」を目指し、行政改革の取組みを進めます。					
Act 改善	次年度に向けて見直す内容・改善する内容など	行政改革大綱に係る具体的行動計画について、目標・実績欄に「実施」「施行」と記載されている事業が散見されるため、できる限り具体的な方策や数値を用いるよう努めます。					
Plan 次年度計画	次年度における具体的取組み	引き続き令和2年度（令和元年度）の具体的行動計画の取り組み実績について、内部評価及び外部評価を実施し、評価をもとに行政改革の着実な進行を図るとともに全庁的な取組みによる改革を推進します。					

瑞浪市まちづくり基本条例に基づく取組み計画及び評価表

	条数	第13条					
	条文見出し	執行機関の役割と責務					
	条文	①執行機関は、公正、誠実、迅速に行政活動を実施します。 ②執行機関は、市民の意思を的確に把握するとともに、常に市民の立場に立ち、効率的かつ効果的に行政活動を行います。					
	取り組み	施策評価・事業評価					
	担当課	企画政策課					
Do 行動計画	取組みスケジュール	年　度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
		取り組み内容	実施	実施	実施	実施	実施
		備　　考					
	現況評価及び今後の方向性	平成26年度から平成35年度までを計画期間とする第6次瑞浪市総合計画について、中間年度である平成30年度には、後期基本計画を策定しました。また、令和元年度には、第2期瑞浪市版総合戦略を策定しました。これら施策について、各年度の実績値等から内部評価、外部評価による効果検証を行い、より効果的な施策・事業を各課等が提案できるような形で、PDCAサイクルを働かせていきます。					
Check 評価		取組み結果	実施				
	R2年度に取り組んだ内容	平成30年度に策定した後期基本計画に基づき、施策ごとの成果指標（数値目標）をとりまとめるとともに、実績・課題・次年度取組を整理し、施策ごとの進捗管理を行いました。施策評価については、ホームページで公表しています。 また、第5次行政改革大綱に係る具体的行動計画について、内部評価とともに行政改革審議会により外部の視点から評価をしていただきました。評価の結果については、庁内で共有し、次年度の取組み方針として取り組んでいくこととしました。					
	R2年度における所属長の評価	総合計画に掲げる目標事項を達成するべく、事業の評価及び施策ごとの評価を行い、進捗状況の管理を行いました。					
Act 改善	次年度に向けて見直す内容・改善する内容など	引き続き、後期基本計画に基づき、事業の評価及び施策ごとの評価、進捗管理を行います。					
Plan 次年度計画	次年度における具体的取組み	事業単位の評価、施策ごとの評価については、例年通り評価を実施します。 また、各施策の施策評価・事業評価については、外部委員を含む委員会により行います。					

瑞浪市まちづくり基本条例に基づく取組み計画及び評価表

	条数	第13条					
	条文見出し	執行機関の役割と責務					
	条文	①執行機関は、公正、誠実、迅速に行政活動を実施します。 ②執行機関は、市民の意思を的確に把握するとともに、常に市民の立場に立ち、効率的かつ効果的に行政活動を行います。					
	取り組み	補助金等評価					
	担当課	企画政策課					
Do 行動計画	取組みスケジュール	年　度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
		取り組み内容	実施	実施	実施	実施	実施
		備　　考					
	現況評価及び今後の方向性	補助金等評価については、まち・ひと・しごと創生法が制定されて以来、1次評価を補助金等の評価としています。瑞浪市版総合戦略に掲載している施策事業については、補助金事業を含めて外部評価を行うこととしています。引き続き、国・県の動向に注視し、適切な評価を行います。					
Check 評価		取組み結果	実施				
	R2年度に取り組んだ内容	補助金・交付金について、所管課による1次評価を継続的に行い、見直しの機会を設けました。また、総合戦略の事業のうち、国の「地方創生関係交付金」を活用した事業などについて、外部委員による評価を実施しました。					
	R2年度における所属長の評価	まち・ひと・しごと創生法が制定されて以来、補助金等の評価は1次評価としていますが、平成27年度から平成31年度までを対象期間とする「瑞浪市版総合戦略」に掲載している事業については、補助金事業を含めて外部評価を行いました。引き続き、国・県の動向に注視し、適切な評価を行います。					
Act 改善	次年度に向けて見直す内容・改善する内容など	平成31年度に策定した「第2期瑞浪市版総合戦略」の基づき、補助金事業を含めて内部評価、外部評価を実施し、必要な見直しを図ります。					
Plan 次年度計画	次年度における具体的取組み	補助金・交付金について、所管課による1次評価を行うとともに、総合戦略掲載事業については、外部評価を行います。					

瑞浪市まちづくり基本条例に基づく取組み計画及び評価表

	条数	第13条					
	条文見出し	執行機関の役割と責務					
	条文	①執行機関は、公正、誠実、迅速に行政活動を実施します。 ②執行機関は、市民の意思を的確に把握するとともに、常に市民の立場に立ち、効率的かつ効果的に行政活動を行います。					
	取り組み	市民アンケートの実施					
	担当課	企画政策課					
Do 行動計画	取組みスケジュール	年　度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
		取り組み内容	実施	実施	実施	実施	実施
		備　　考					
	現況評価及び今後の方向性	第6次瑞浪市総合計画の進捗状況を管理するための指標の一部を、市民の皆さんの満足度による指標としています。したがって、計画期間内は毎年度、市民アンケートを実施し、市民の皆さんの満足度による指標の現状値を把握しています。各課等が計画策定の際に当該指標について目標を達成できるように、実効性のある施策を各課等に促していきます。令和6年度からスタートする第7次瑞浪市総合計画においても同様のアンケートを実施していきます。					
Check 評価		取組み結果	実施				
	R2年度に取り組んだ内容	市民アンケートを実施し、結果については、経年比較による分析を行うなど、アンケート結果を市政運営に反映できるよう努めました。また、回収率向上の取り組みとして、対象者は、1,000人の無作為抽出ですが、対象年齢を20歳から18歳に引き下げたこと、送付封筒のデザインを親しみやすいものに変更するなど工夫した結果、令和2年度の回収率は44.7%と1.8ポイント向上しました。					
	R2年度における所属長の評価	市民アンケートによる市民満足度調査結果は第6次総合計画の達成度指標であり、毎年、実施して経年比較していきます。平成30年度に策定した後期基本計画に基づき、今後も、指標となる市民アンケートを実施し、市民の皆さんの満足度による指標の現状値を把握していきます。					
Act 改善	次年度に向けて見直す内容・改善する内容など	市民1,000人以上（無作為抽出）を対象に市民アンケートを行い、その結果については各課に周知の上、施策評価に活かしていきます。 また、アンケートの回答方法について調査研究を行います。					
Plan 次年度計画	次年度における具体的取組み	引き続き、第6次瑞浪市総合計画の評価指標となっている市民満足度調査を市民アンケートを通して実施します。市民アンケート結果については、施策に反映できるように検討します。 今後は、回収率の向上のため、経年比較している部分を除いた設問数の精査や回答をインターネットなど紙媒体以外の方法を調査研究していきます。					

瑞浪市まちづくり基本条例に基づく取組み計画及び評価表

	条数	第14条					
	条文見出し	情報					
	条文	①執行機関は、公正で開かれた市政の実現を図るため、市政についての情報の公開に関する総合的な施策に基づき、積極的に情報を公開します。 ②執行機関は、市民の必要とする情報について、適切かつ速やかな提供に努めます。 ③執行機関は、市民の個人情報に関する権利を保障するとともに、個人情報を適切に管理します。					
	取り組み	情報公開条例の適正運用					
	担当課	総務部総務課					
Do 行動計画	取組みスケジュール	年　度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
		取り組み内容	職員向け研修会 市広報でPR	職員向け研修会 市広報でPR	職員向け研修会 市広報でPR	職員向け研修会 市広報でPR	職員向け研修会 市広報でPR
		備　考					
	現況評価及び今後の方向性	情報公開制度の適正な解釈、運用等に努めるため、毎年研修会を実施しています。今後も引き続き研修会を実施し、職員等の意識啓発を図ります。					
Check 評価		取組み結果	・新規採用職員を対象とした研修を実施 ・広報5月15日号掲載				
	R2年度に取り組んだ内容	例年は過去3年間受講していない職員を対象に、弁護士を講師に招いて情報公開及び個人情報保護研修会を実施しているところですが、今年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止としました。代わりに、新規採用職員18名及び前年度研修未受講の令和元年度消防採用職員2名の計20名に対してeラーニング研修を実施し、全員が受講しました。					
	R2年度における所属長の評価	例年とは異なる形式でしたが研修を実施し、職員に制度周知の徹底を図ることができました。 情報公開請求に対しては、担当課と連携し、適切に対応しています。					
Act 改善	次年度に向けて見直す内容・改善する内容など	公正で開かれた市政の実現を図るため、適切な文書管理を徹底する必要があります。					
Plan 次年度計画	次年度における具体的取組み	弁護士を講師に迎え、職員及び教職員向けの情報公開及び個人情報保護制度研修会を実施します。					

瑞浪市まちづくり基本条例に基づく取組み計画及び評価表

	条数	第14条					
	条文見出し	情報					
	条文	①執行機関は、公正で開かれた市政の実現を図るため、市政についての情報の公開に関する総合的な施策に基づき、積極的に情報を公開します。 ②執行機関は、市民の必要とする情報について、適切かつ速やかな提供に努めます。 ③執行機関は、市民の個人情報に関する権利を保障するとともに、個人情報を適切に管理します。					
	取り組み	個人情報の適正管理					
	担当課	総務部総務課					
Do 行動計画	取組みスケジュール	年　度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
		取り組み内容	職員向け研修会	職員向け研修会	職員向け研修会	職員向け研修会	職員向け研修会
		備　考					
	現況評価及び今後の方向性	個人情報保護制度の適正な解釈、運用等に努めるため、毎年研修会を実施しています。今後も引き続き研修会を実施し、職員等の意識啓発を図り、市民の個人情報の適正管理に努めます。					
Check 評価		取組み結果	・新規採用職員を対象とした研修を実施				
	R2年度に取り組んだ内容	例年は過去3年間受講していない職員を対象に、弁護士を講師に招いて情報公開及び個人情報保護研修会を実施しているところですが、今年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止としました。代わりに、新規採用職員18名及び前年度研修未受講の令和元年度消防採用職員2名の計20名に対してeラーニング研修を実施し、全員が受講しました。また、マイナンバーに係るeラーニング研修については毎年度実施しており、今年度は管理者を含む個人番号事務取扱担当職員159名全員が期間内に受講を完了しました。					
	R2年度における所属長の評価	個人情報保護及びマイナンバーの取扱いについて体制を整え、適正に運用しています。					
Act 改善	次年度に向けて見直す内容・改善する内容など	マイナンバー制度の情報収集に努め、事務に滞りがないようにする必要があります。					
Plan 次年度計画	次年度における具体的取組み	弁護士を講師に迎え、職員及び教職員向けの情報公開及び個人情報保護制度研修会を実施します。 担当職員に対しeラーニングによるマイナンバー制度学習の機会を提供します。併せて、マイナンバーの安全管理措置について、引き続き情報収集に努め、内部監査を実施し、適正に取り扱われるよう取り組みます。					

瑞浪市まちづくり基本条例に基づく取組み計画及び評価表

	条数	第14条					
	条文見出し	情報					
	条文	①執行機関は、公正で開かれた市政の実現を図るため、市政についての情報の公開に関する総合的な施策に基づき、積極的に情報を公開します。 ②執行機関は、市民の必要とする情報について、適切かつ速やかな提供に努めます。 ③執行機関は、市民の個人情報に関する権利を保障するとともに、個人情報を適切に管理します。					
	取り組み	文書管理規程の運用					
	担当課	総務部総務課					
Do 行動計画	取組みスケジュール	年　度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
		取り組み内容	適正な運用の周知	適正な運用の周知	適正な運用の周知	適正な運用の周知	適正な運用の周知
		備　考					
	現況評価及び今後の方向性	文書管理規程の徹底について、職員に随時通知し、適正な運用を図ります。					
Check 評価		取組み結果	文書管理規程の適正な運用の周知				
	R2年度に取り組んだ内容	職員に対し、文書管理の徹底について通知しました。 また、個人番号を含む文書の取扱いについて、安全管理措置について内部監査を実施しました。					
	R2年度における所属長の評価	個人番号を含む文書の取扱いについて、施錠のできるキャビネットでの保管等、適正な管理方法に基づいて運用されています。					
Act 改善	次年度に向けて見直す内容・改善する内容など	公正で開かれた市政の実現を図るため、適切な文書管理を徹底する必要があります。 特に個人番号を含む文書の取扱いについて、安全管理措置を徹底します。					
Plan 次年度計画	次年度における具体的取組み	適切な文書管理、特に個人番号を含む文書について施錠のできるキャビネットでの保管等の文書管理や取扱方法について、職員に随時通知して徹底していきます。					

瑞浪市まちづくり基本条例に基づく取組み計画及び評価表

	条数	第14条					
	条文見出し	情報					
	条文	①執行機関は、公正で開かれた市政の実現を図るため、市政についての情報の公開に関する総合的な施策に基づき、積極的に情報を公開します。 ②執行機関は、市民の必要とする情報について、適切かつ速やかな提供に努めます。 ③執行機関は、市民の個人情報に関する権利を保障するとともに、個人情報を適切に管理します。					
	取り組み	会議公開の基準運用					
	担当課	総務部総務課					
Do 行動計画	取組みスケジュール	年　度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
		取り組み内容	適正な運用	適正な運用	適正な運用	適正な運用	適正な運用
		備　　考					
	現況評価及び今後の方向性	附属機関等の会議の公開は、瑞浪市附属機関等に関する基本方針に基づき、原則として公開としています。引き続き、適正な管理運用に努めます。					
Check 評価		取組み結果	運用の確認				
	R2年度に取り組んだ内容	各課が公開・非公開の判断基準に沿って運用しているか確認と検証を行うとともに、非公開の場合には非公開の理由も併せてホームページで公表しました。また、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、書面会議により開催される会議についても、書面会議で開催されている旨をホームページで周知し、市民が会議の開催状況を把握できるよう努めました。					
	R2年度における所属長の評価	市民協働の観点から、会議の公開・非公開について、積極的な情報提供を行うことが重要です。					
Act 改善	次年度に向けて見直す内容・改善する内容など	各課が公開・非公開の判断基準に沿って運用しているか確認と検証が必要です。					
Plan 次年度計画	次年度における具体的取組み	引き続き、各課が各課が公開・非公開の判断基準に沿って運用しているか確認と検証を行います。					

瑞浪市まちづくり基本条例に基づく取組み計画及び評価表

	条数	第14条					
	条文見出し	情報					
	条文	①執行機関は、公正で開かれた市政の実現を図るため、市政についての情報の公開に関する総合的な施策に基づき、積極的に情報を公開します。 ②執行機関は、市民の必要とする情報について、適切かつ速やかな提供に努めます。 ③執行機関は、市民の個人情報に関する権利を保障するとともに、個人情報を適切に管理します。					
	取り組み	広報、ホームページの運用指針管理					
	担当課	企画政策課					
Do 行動計画	取組みスケジュール	年　度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
		取り組み内容	・広報発行 ・新ホームページの運用開始 ・SNSの運用を随時見直し	・広報発行 ・ホームページの運用 ・SNSの運用を随時見直し	・広報発行 ・ホームページの運用 ・SNSの運用を随時見直し	・広報発行 ・ホームページの運用 ・SNSの運用を随時見直し	・広報発行 ・ホームページの運用 ・SNSの運用を随時見直し
		備　　考					
	現況評価及び今後の方向性	【広報】 瑞浪市広報発行規程に基づき、条例や規則など市民に周知して理解を求めるもの、行政や財政など一般的事項で市民に周知したいもの、市民生活に必要な情報などを掲載し、12,900部を毎月１日と15日の２回発行していました。令和3年度からは、市民ニーズに応じた情報発信が可能になってきていること、自治会等における広報配布作業の負担軽減を求める意見等を踏まえ、広報発行回数を月１回（１日号）へ変更します。 【ホームページ】 令和元年度にホームページをリニューアルし、令和2年度から運用を開始します。SNSの運用方法については、随時見直しを行い、効率的・効果的な運用を行います。					
Check 評価		取組み結果	・広報発行 ・新ホームページの運用開始 ・メルマガ変更				
	R2年度に取り組んだ内容	【広報】 広報発行規程に基づき、市民に周知したい情報、市民生活に必要な情報などを掲載しました。また、各まちづくり推進協議会の活動及び各小中学校の活動について、定期的に紙面を確保し、市民への周知に努めました。 【ホームページ】 リニューアルしたホームページの運用を開始しました。SNS配信機能を備えたメルマガへの移行作業を進めました。また、AIチャットボットシステムの導入に向けて、標準Q＆Aデータ作成等の準備を行いました。					
	R2年度における所属長の評価	【広報】 広報掲載年間計画に沿いながら、計画的かつ効率的に必要な情報が掲載・周知されるよう、各担当課等に働き掛けを行い、さらなる紙面の充実を図ることが求められます。 【ホームページ】ホームページ、メールマガジン、SNSなど情報発信ツールの種類にこだわること無く、効率的で伝わりやすい情報発信が求められます。					
Act 改善	次年度に向けて見直す内容・改善する内容など	【広報】 月2回発行から月1回発行となることでページ数が減少するため、市民への情報提供に影響がないよう、ホームページ等での情報提供の充実を図ります。 【ホームページ】 メルマガ・SNSの運用方法については、随時見直しを行い、効率的・効果的な情報配信を行います。					
Plan 次年度計画	次年度における具体的取組み	【広報】 月2回発行から月1回発行に伴う、掲載情報の精査、表現方法やレイアウト等、広報紙面の見やすさに配慮しながら、市民への情報発信を継続します。 【ホームページ】 AIチャットボットシステムを導入し、市民への情報提供に努めます。					

瑞浪市まちづくり基本条例に基づく取組み計画及び評価表

	条数	第14条					
	条文見出し	情報					
	条文	①執行機関は、公正で開かれた市政の実現を図るため、市政についての情報の公開に関する総合的な施策に基づき、積極的に情報を公開します。 ②執行機関は、市民の必要とする情報について、適切かつ速やかな提供に努めます。 ③執行機関は、市民の個人情報に関する権利を保障するとともに、個人情報を適切に管理します。					
	取り組み	情報セキュリティ対策の実施					
	担当課	企画政策課					
Do 行動計画	取組みスケジュール	年　度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
		取り組み内容	・職員向け研修の実施 ・機器の更新	・職員向け研修の実施 ・機器の更新	・職員向け研修の実施 ・機器の更新	・職員向け研修の実施 ・機器の更新	・職員向け研修の実施 ・機器の更新
		備　　考					
	現況評価及び今後の方向性	毎年、セキュリティ研修を実施し市職員の情報セキュリティの意識付けを行っています。今後、個人番号制度開始により一層情報の取り扱いが重要となるため、引き続き機器の更新や職員への研修を行っていきます。					
Check 評価		取組み結果	・機器の更新 ・eラーニングによる研修 ・セキュリティチェックの実施				
	R2年度に取り組んだ内容	全職員を対象にe-ラーニングを実施しました（受講対象者　446人） また、マイナンバーを取扱う担当課の職員については、マイナンバーの情報連携に関する研修を行いました。 職員のセキュリティ意識の向上、および情報資産管理のため毎月セキュリティチェックを行いました。					
	R2年度における所属長の評価	情報セキュリティは、最終的には職員一人一人の意識によって決まることになるため、セキュリティチェックによる意識づけを効率的に行うことが必要です。					
Act 改善	次年度に向けて見直す内容・改善する内容など	新たなウィルスや外部機関からの脅威に備えるため、機器更新、ソフトウエアのアップデートなどを行い情報セキュリティの向上に努めます。					
Plan 次年度計画	次年度における具体的取組み	引き続き情報機器、及びネットワーク等について、メンテナンスを行い、安定した運用と情報セキュリティの維持の両立に努めます。また、e-ラーニング研修等を通して、情報セキュリティに関する継続的な職員教育を行っていきます。					

瑞浪市まちづくり基本条例に基づく取組み計画及び評価表

	条数	第14条					
	条文見出し	情報					
	条文	①執行機関は、公正で開かれた市政の実現を図るため、市政についての情報の公開に関する総合的な施策に基づき、積極的に情報を公開します。 ②執行機関は、市民の必要とする情報について、適切かつ速やかな提供に努めます。 ③執行機関は、市民の個人情報に関する権利を保障するとともに、個人情報を適切に管理します。					
	取り組み	出前講座の実施					
	担当課	社会教育課					
Do 行動計画	取組みスケジュール	年　度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
		取り組み内容	実施	実施	実施	実施	実施
		備　　考					
	現況評価及び今後の方向性	瑞浪市の取組みや暮らしに役立つ知識・情報などを説明し、市政への理解を深めていただくとともに、市民の皆さんにとって必要な課題やテーマについて学習する機会を提供します。					
Check 評価		取組み結果	「生涯楽習ガイドブック」の全戸配布				
	R2年度に取り組んだ内容	出前講座をはじめとする市内の生涯学習（講座等）の情報をまとめた「生涯楽習ガイドブック」を4月15日号広報みずなみに折り込み全戸配布しました。また、市内各施設に設置し、情報提供に努めました。					
	R2年度における所属長の評価	市内全域において、学習活動の機会を積極的に利用していただくため、アンケートなどによりニーズをつかみ、利用実績を踏まえた講座の開催について反映していくことが必要です。					
Act 改善	次年度に向けて見直す内容・改善する内容など	発信する情報について、より多くの情報を分かりやすく得られる内容となるよう検討します。また、今年度の利用実績を調査し、講座担当課と調整して内容や実施方法について検討します。					
Plan 次年度計画	次年度における具体的取組み	引き続き「生涯楽習ガイドブック」を発行して、市政への理解を深めていただく情報や生涯学習につながる情報を提供します。					

瑞浪市まちづくり基本条例に基づく取組み計画及び評価表

	条数	第15条						
	条文見出し	総合計画等						
	条文	①執行機関は、将来における本市のあるべき姿と進むべき方向についての基本的な指針となる総合計画を定め、総合的かつ計画的な市政運営に努めます。 ②執行機関は、総合計画を構成する目指すべき将来の市の姿及びそのための施策を示す基本構想、基本構想の実現に向け基本とする施策とその目標を示す基本計画その他市の施策の基本となる計画の策定及び改廃にあたっては、市民参加の機会を保障します。						
	取り組み	基本計画の策定						
	担当課	企画政策課						
Do 行動計画	取組みスケジュール	年　度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
		取り組み内容	・進捗状況の確認	・進捗状況の確認	・進捗状況の確認	・第7次総合計画策定	・第7次総合計画の開始 ・進捗状況の確認	
		備　　考						
	現況評価及び今後の方向性	平成26年度から平成35年度を計画期間とする第6次瑞浪市総合計画に基づき、将来都市像の実現に向け、各分野の施策を推進しています。総合計画は、方針や施策の大綱を定めた基本構想、根幹的事項の施策目標を設定し、基本的指針を示す基本計画、各年度の事業を具体化する実施計画の3階層により構成されています。基本計画については、社会情勢の変化等に基づき、5年を目途に見直しを行う予定です。平成30年度はこの5年の見直しを行い、社会情勢の変化等を踏まえ、平成31年度から令和5年度までを計画期間とする、後期基本計画を策定しました。引き続き、将来都市像の実現に向け、計画を推進していきます。						
Check 評価		取組み結果	進捗状況の確認					
	R2年度に取り組んだ内容	平成30年度に策定した後期基本計画について、施策ごとに市民アンケートによる市民満足度などを目標指標として評価を行うとともに、次年度の取組方針を設定しました。施策評価システムについては職員用マニュアルを作成し、スムーズな運用に努めました。						
	R2年度における所属長の評価	将来都市像「幸せ実感都市みずなみ」の実現に向け、指標管理を基本として、施策の進捗状況評価を行い見直し改善を図ります。						
Act 改善	次年度に向けて見直す内容・改善する内容など	施策の進捗状況評価に基づき、改善に向けた取り組みを推進します。						
Plan 次年度計画	次年度における具体的取組み	指標管理において、目標数値の達成に向けた取り組みを実情に応じ実施します。 令和6年度開始の第7次総合計画の策定に向けた全体スケジュールの作成し、第6次総合計画の評価をもとに、次期計画へ位置づけるべき内容の精査等の準備を進めていきます。						

瑞浪市まちづくり基本条例に基づく取組み計画及び評価表

	条数	第15条					
	条文見出し	総合計画等					
	条文	①執行機関は、将来における本市のあるべき姿と進むべき方向についての基本的な指針となる総合計画を定め、総合的かつ計画的な市政運営に努めます。 ②執行機関は、総合計画を構成する目指すべき将来の市の姿及びそのための施策を示す基本構想、基本構想の実現に向け基本とする施策とその目標を示す基本計画その他市の施策の基本となる計画の策定及び改廃にあたっては、市民参加の機会を保障します。					
	取り組み	実施計画の策定					
	担当課	企画政策課					
Do 行動計画	取組みスケジュール	年　度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
		取り組み内容	計画のローリング	計画のローリング	計画のローリング	計画のローリング	計画のローリング
		備　　考					
	現況評価及び今後の方向性	実施計画は基本計画に定める基本的方針を達成するために、事業の内容や実施年度を明らかにして、各年度の事業を具体化するものであり、当該年度を含む向こう3年間の事業計画を策定するものです。社会・経済の変動に対応するため、毎年度ローリング方式により策定していきます。					
Check 評価		取組み結果	計画のローリング				
	R2年度に取り組んだ内容	社会保障関係費などの義務的経費の増加や、公共施設の老朽化対策などに伴い、投資的経費をはじめとする政策的な経費の圧迫が見込まれることから、関係部署との連携の上、持続可能な行政運営を目指した実施計画の策定に努めました。					
	R2年度における所属長の評価	実施計画では、具体的な事業の必要性の判断も含めて策定しており、社会・経済の変動に対応する形で持続可能な行政運営を実現していきます。					
Act 改善	次年度に向けて見直す内容・改善する内容など	瑞浪市公共施設等総合管理計画（平成28年度策定）に基づき、行政需要を把握するとともに、施設の特性と地域性を考慮した公共施設の再編成プランを策定しました。 総合管理計画は実情に応じて定期的に見直す必要があることから、公共施設に関する事業を精査し、持続可能な行財政運営の実現を目指します。					
Plan 次年度計画	次年度における具体的取組み	建設関係部署、財政部署との連携の中で、過度な財政負担とならないように公共施設の更新費用の平準化を図るべく、検討していきます。					

瑞浪市まちづくり基本条例に基づく取組み計画及び評価表

	条数	第16条					
	条文見出し	執行機関の組織					
	条文	執行機関は、その組織が市政の課題に的確に対応できるよう、見直しに努めるものとします。					
	取り組み	附属機関及び審議会などの在り方の整理					
	担当課	総務部総務課					
Do 行動計画	スケジュール 取組み	年　度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
		取り組み内容	適正な運用及び適宜見直し	適正な運用及び適宜見直し	適正な運用及び適宜見直し	適正な運用及び適宜見直し	適正な運用及び適宜見直し
		備　　考					
	現況評価及び今後の方向性	平成28年度に作成した「瑞浪市附属機関等に関する基本方針」に基づき、適正な運用及び適宜見直しを行います。					
Check 評価		取組み結果	適正な運用				
	R2年度に取り組んだ内容	基本方針及び「附属機関及び懇談会等の取扱いに関する手引き」に基づき、必要に応じて例規整備を行い、附属機関や懇談会等を設置しています。					
	R2年度における所属長の評価	策定した基本方針の運用が適切に行われています。					
Act 改善	次年度に向けて見直す内容・改善する内容など	策定した基本方針の運用が適切に行われているか引き続き確認します。					
Plan 次年度計画	次年度における具体的取組み	策定した基本方針に沿って、今後も必要に応じて附属機関や懇談会等を設置します。					

瑞浪市まちづくり基本条例に基づく取組み計画及び評価表

	条数	第16条					
	条文見出し	執行機関の組織					
	条文	執行機関は、その組織が市政の課題に的確に対応できるよう、見直しに努めるものとします。					
	取り組み	柔軟な組織編制					
	担当課	企画政策課					
Do 行動計画	取組みスケジュール	年　度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
		取り組み内容	随時見直し	随時見直し	随時見直し	随時見直し	随時見直し
		備　　考					
	現況評価及び今後の方向性	平成26年度に、第6次瑞浪市総合計画の開始とともに、総合計画を着実に実行できる組織体制を編成するべく組織改正を行いました。主な変更点としては、少子高齢化・人口減少問題に対応し、また、まちづくりをさらに推進するために、当該課題に特化したまちづくり推進部を設置しました。今後も、住民ニーズに対応できるよう、柔軟な組織編制に努めます。また、第7次総合計画策定に合わせ、組織編制の見直しを検討していきます。					
Check 評価		取組み結果	係の整理				
	R2年度に取り組んだ内容	係の整理を行い、効率的、効果的な行政運営に努めました。 令和2年度は、令和3年度からの組織再編として、都市計画課の「土地建築施設係」を「土地建築係」と「施設係」に再編、家畜診療所の「衛生係」と「防疫係」を統合し、「防疫衛生係」としました。					
	R2年度における所属長の評価	今後も必要に応じた組織再編を実施します。					
Act 改善	次年度に向けて見直す内容・改善する内容など	第6次瑞浪市総合計画の計画終期（令和5年度）までは大きな組織再編は想定されませんが、権限移譲や窓口ニーズに基づく組織上の課題を把握し、組織再編の検討を行います。					
Plan 次年度計画	次年度における具体的取組み	権限移譲や窓口ニーズに基づく組織上の課題を把握し、組織再編の検討を行います。					

瑞浪市まちづくり基本条例に基づく取組み計画及び評価表

	条数	第17条
	条文見出し	市の職員の役割と責務
	条文	①市の職員は、全体の奉仕者として、公正かつ誠実に職務を遂行します。 ②市の職員は、職務に必要な知識の習得及び資質の向上に努めます。 ③市の職員は、自らも地域の一員であることを自覚し、市民としての責務を果たすものとします。
	取り組み	人事評価制度の運用と評価
	担当課	秘書課

Do 行動計画	取組みスケジュール	年　度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
		取り組み内容	新任人事評価者研修	人事評価者研修の開催	人事評価者研修の開催	人事評価者研修の開催	人事評価者研修の開催
		備　　考	新任係長に対する人事評価者研修を実施	3年毎に全ての人事評価者が研修を受講	3年毎に全ての人事評価者が研修を受講	3年毎に全ての人事評価者が研修を受講	3年毎に全ての人事評価者が研修を受講
	現況評価及び今後の方向性	人事評価を人材育成のための有効な制度とするため、評価者の制度に対する理解を深め、公平・公正な評価能力の向上を図ります。					
Check 評価		取組み結果	・新任係長を対象に人事評価者研修を実施				
	R2年度に取り組んだ内容	新任係長を対象に「人事評価者研修」を開催し、制度の目的の周知と、評価の精度の向上を図りました。					
	R2年度における所属長の評価	新任係長に対し、人事評価制度についての研修を実施し、公平・公正な人事評価の実施を推進することが出来ました。今後も職員研修や説明会を継続的に実施することで、評価を受ける職員の納得性を高めるとともに、制度を人事管理だけではなく、人材育成及び組織のパフォーマンス向上の重要なツールとして効果的に活用します。					
Act 改善	次年度に向けて見直す内容・改善する内容など	継続的に説明会等を開催し、評価の精度を高めるとともに、人事評価制度に対する理解をさらに深めます。					
Plan 次年度計画	次年度における具体的取組み	公平・公正な人事評価を行うために、新任係長を対象とする人事評価者研修（1日）及び評価経験がある人事評価者を対象とする人事評価者研修（半日）を実施します。 人事評価制度の目的・考え方を職員に理解させることで、制度の効果的な運用に取り組みます。					

瑞浪市まちづくり基本条例に基づく取組み計画及び評価表

	条数	第17条					
	条文見出し	市の職員の役割と責務					
	条文	①市の職員は、全体の奉仕者として、公正かつ誠実に職務を遂行します。 ②市の職員は、職務に必要な知識の習得及び資質の向上に努めます。 ③市の職員は、自らも地域の一員であることを自覚し、市民としての責務を果たすものとします。					
	取り組み	研修制度の運用と評価					
	担当課	秘書課					
Do 行動計画	取組みスケジュール	年　度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
		取り組み内容	研修の周知と受講の働きかけ	研修の周知と受講の働きかけ	研修の周知と受講の働きかけ	研修の周知と受講の働きかけ	研修の周知と受講の働きかけ
		備　　考	年度研修計画を策定	年度研修計画を策定	年度研修計画を策定	年度研修計画を策定	年度研修計画を策定
	現況評価及び今後の方向性	高度化・多様化する市民ニーズを的確に捉え、市民との協働により地域の実情に応じた施策を展開できる職員を育成するため、職員研修計画に基づき、勤続年数、職位、担当業務等に応じた研修の受講を働きかけます。					
Check 評価		取組み結果	・研修計画の策定及び各種研修の周知				
	R2年度に取り組んだ内容	研修計画を策定し、全職員に対し周知するとともに、自発的な受講を促すために、イントラネット掲示板で研修情報の提供と受講者の公募を行いました。 また、業務の効率化による職員のワーク・ライフ・バランス向上を目的に、新たに「組織の効率アップ研修」を実施しました。					
	R2年度における所属長の評価	新型コロナウイルス感染症の影響により、計画どおりに研修を実施できませんでした。しかしながら一方では、オンライン研修など、新たな研修のあり方を検討する良い機会にもなりました。 今後は、職員ニーズに沿った研修を効率的・効果的に実施するために、インターネットを活用し、多様な受講方法を検討する必要があります。					
Act 改善	次年度に向けて見直す内容・改善する内容など	自発的な研修参加者を増やすため、今後も研修情報の提供に努め、受講者の公募を行います。 オンライン研修が増えているため、有効に活用します。					
Plan 次年度計画	次年度における具体的取組み	研修情報の提供と公募を行い、自発的な研修参加者の掘り起こしに努めます。 研修アンケートを活用し、職員が必要とする研修を計画的に実施します。					

瑞浪市まちづくり基本条例に基づく取組み計画及び評価表

	条数	第17条					
	条文見出し	市の職員の役割と責務					
	条文	①市の職員は、全体の奉仕者として、公正かつ誠実に職務を遂行します。 ②市の職員は、職務に必要な知識の習得及び資質の向上に努めます。 ③市の職員は、自らも地域の一員であることを自覚し、市民としての責務を果たすものとします。					
	取り組み	夢づくり地域活動支援室の運用					
	担当課	市民協働課					
Do 行動計画	取組みスケジュール	年　度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
		取り組み内容	支援室の運用 新人職員向け研修	支援室の運用 新人職員向け研修	支援室の運用 新人職員向け研修	支援室の運用 新人職員向け研修	支援室の運用 新人職員向け研修
		備　考					
	現況評価及び今後の方向性	まちづくりへの参加を促すため、全職員を夢づくり地域活動支援室の行政連絡員として配置します。また、新人職員に対しては「まちづくり基本条例」の研修を行い、職員も地域の一員であることの認識を深めます。					
Check 評価		取組み結果	支援室の運用 新人職員向け研修				
	R2年度に取り組んだ内容	夢づくり地域活動支援室に、区長会及びまちづくり推進組織の活動を支援する区長会支援職員及びまちづくり支援職員を配置しました。また、広報配布や地域と行政のパイプ役となるよう全職員を行政連絡支援職員として配置することにより、行政と地域（市民）が協働でまちづくりを展開していく体制を構築しました。					
	R2年度における所属長の評価	全職員を各地区の行政連絡職員として配置することにより、職員のまちづくりに関わる意識の向上につなげています。また、各地区の行事等を周知することで、職員の行事参加につながっています。					
Act 改善	次年度に向けて見直す内容・改善する内容など	協働のまちづくり推進のため、引き続き支援体制を継続していきます。 適正な支援職員の配置体制を確保していく必要があります。					
Plan 次年度計画	次年度における具体的取組み	引き続き、各地区に連絡員を配置することで市民と行政の協働のまちづくりを推進します。職員に対しても各地区の行事予定などの情報発信をしていきます。 職員の居住地域を問わない配置体制としていきます。					

瑞浪市まちづくり基本条例に基づく取組み計画及び評価表

	条数	第18条					
	条文見出し	参加					
	条文	①市は、市政に関する計画の策定及び改廃については、その検討段階から市民の参加を促進します。 ②市は、市政への市民の多様な参加の機会を提供します。					
	取り組み	パブリックコメント制度の運用					
	担当課	企画政策課					
Do 行動計画	取組みスケジュール	年　度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
		取り組み内容	パブリックコメント制度のPR	パブリックコメント制度のPR	パブリックコメント制度のPR	パブリックコメント制度のPR	パブリックコメント制度のPR
		備　　考					
	現況評価及び今後の方向性	パブリックコメント制度は、市が実施する重要な計画・指針の立案段階において市民の皆さんのご意見をいただく制度であり、市政参加の重要な機会となります。今後も引き続き、市民の皆さんの声を計画・指針に盛り込むことによって協働のまちづくりを進めてまいります。					
Check 評価		取組み結果	パブリックコメント制度のPR				
	R2年度に取り組んだ内容	この制度を市民等の皆さんに認知していただけるよう、広報及びホームページで制度を紹介しています。令和2年度は11件のパブリックコメントを実施しました。各案件について、アクセス数や意見数に偏りが見られます。 また、庁内の運用については改めて周知を行うとともに、チェックリストを作成し進行管理を行いました。					
	R2年度における所属長の評価	パブリックコメント制度は、市が計画や条例などを策定する段階で、市民の皆さんからご意見を募集し、それを考慮しながら最終的な案を決定していく制度であり、市民との協働による行政運営に不可欠な手続となっています。引き続き、パブリックコメント制度の適正な運用が重要です。					
Act 改善	次年度に向けて見直す内容・改善する内容など	パブリックコメントについて、広く意見を募集するために制度の広報を行います。					
Plan 次年度計画	次年度における具体的取組み	各案件に対するアクセス数や意見数の減少に対して、広報やホームページに掲載する内容を分かりやすくするよう周知していきます。 いただいた意見に対する市の考え方についても、分かりやすく公表するよう努めます。					

瑞浪市まちづくり基本条例に基づく取組み計画及び評価表

	条数	第18条					
	条文見出し	参加					
	条文	①市は、市政に関する計画の策定及び改廃については、その検討段階から市民の参加を促進します。 ②市は、市政への市民の多様な参加の機会を提供します。					
	取り組み	市政直行便制度の運用					
	担当課	企画政策課					
Do 行動計画	取組みスケジュール	年　度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
		取り組み内容	市政直行便制度のPR	市政直行便制度のPR	市政直行便制度のPR	市政直行便制度のPR	市政直行便制度のPR
		備　考					
	現況評価及び今後の方向性	本庁舎、各コミュニティーセンター及び公共施設にボックスを設置しているほか、市ホームページに投稿フォームを設けており、年間で平均50件の投書があります。苦情、提案など内容はさまざまですが、市政に反映できるものは反映するなど一定の効果が見られています。今後も、広報等で制度の周知に努めます。					
Check 評価		取組み結果	コロナウイルスに関連する直行便が多く、過去5年間で最多の件数となった。				
	R2年度に取り組んだ内容	市政直行便制度の周知に努めました。また、いただいた意見に対し、速やかに的確にやりとりができるよう努めました。					
	R2年度における所属長の評価	ホームページ上だけでなく、広報紙面においても「市政直行便」の啓発がなされています。今後も、市民の意見を聞く貴重な手段として、継続的に啓発を行っていく必要があります。					
Act 改善	次年度に向けて見直す内容・改善する内容など	広報紙面等において、市政直行便制度のさらなる周知を図ります。					
Plan 次年度計画	次年度における具体的取組み	市政直行便制度の記事を広報に掲載し、周知を図ります。また、受け付けた意見・要望については、内容に応じて、市政に反映させていきます。					

瑞浪市まちづくり基本条例に基づく取組み計画及び評価表

	条数	第18条					
	条文見出し	参加					
	条文	①市は、市政に関する計画の策定及び改廃については、その検討段階から市民の参加を促進します。 ②市は、市政への市民の多様な参加の機会を提供します。					
	取り組み	地域懇談会等の開催					
	担当課	企画政策課					
Do 行動計画	取組みスケジュール	年　度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
		取り組み内容	地域懇談会等の開催	地域懇談会等の開催	地域懇談会等の開催	地域懇談会等の開催	地域懇談会等の開催
		備　考					
	現況評価及び今後の方向性	地域懇談会等を継続的に開催し、市民の皆さんと行政が情報を共有しながら、まちづくりについて幅広く意見交換できる機会を充実させます。					
Check 評価		取組み結果	地域懇談会等の開催				
	R2年度に取り組んだ内容	令和2年度の市長と語る会は市内10地区、全地区を対象に計11地区で開催を予定しましたが、コロナウイルスの拡大に伴い中止としました。個別開催としては、3団体と意見交換を実施しました。大半が中止となりましたが、事前意見としていただいていた内容・回答については、担当部署に連絡し、今後の市政運営に反映するよう努めるとともに、ホームページなどで公表しました。					
	R2年度における所属長の評価	市民の皆さんが市政に関心をもっていただくためにも、市政についてわかりやすい資料の作成や市民ニーズの沿ったテーマにすることが重要です。					
Act 改善	次年度に向けて見直す内容・改善する内容など	地域独自の意見や各年齢層独自の意見を整理するとともに、市民の意見を計画策定に効果的に反映することを検討します。					
Plan 次年度計画	次年度における具体的取組み	多くの市民に参加していただけるよう区長会等の会議の場や市広報、ホームページ等で案内します。事前意見のとりまとめ、市側の回答の作成など、懇談会の内容をわかりやすくまとめ、ホームページなどで広く公表します。					

瑞浪市まちづくり基本条例に基づく取組み計画及び評価表

	条数	第18条					
	条文見出し	参加					
	条文	①市は、市政に関する計画の策定及び改廃については、その検討段階から市民の参加を促進します。 ②市は、市政への市民の多様な参加の機会を提供します。					
	取り組み	公募委員制度の運用					
	担当課	企画政策課					
Do 行動計画	取組みスケジュール	年　度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
		取り組み内容	公募委員制度のPRと募集	公募委員制度のPRと募集	公募委員制度のPRと募集	公募委員制度のPRと募集	公募委員制度のPRと募集
		備　考					
	現況評価及び今後の方向性	平成26年度、「一般公募」と「候補者登録」を併用する公募委員制度を制定し、平成27年度から運用しています。これにより、市政参加の機会を保障するとともに、より幅広く多様な意見を取り入れ、市民ニーズを的確にとらえた市政運営を目指します。					
Check 評価		取組み結果	公募委員制度のPRと募集				
	R2年度に取り組んだ内容	令和2年度は、6回の公募委員選考委員会を実施し、8委員会等の委員の選考を行いました。また、公募委員制度について、庁内掲示板を通して庁内に周知し、適切な制度の運用を進めました。					
	R2年度における所属長の評価	市民の多様な意見を委員会等が検討する計画に反映させるため、庁内において公募委員の積極的な採用を呼びかけています。平成26年度から市民アンケートの送付対象者に対して、公募委員候補者の登録制度を周知し、候補者への登録を呼びかけ、定着しつつあります。本制度の持続可能性の向上を図るため、適宜見直しを含めた進行管理を行います。					
Act 改善	次年度に向けて見直す内容・改善する内容など	毎年、期間が終了する登録者や、新たに登録される候補者がいるため、その適切な管理に努めます。					
Plan 次年度計画	次年度における具体的取組み	引き続き、公募委員制度について、制度周知をするとともに、適切な運用に努めます。					

瑞浪市まちづくり基本条例に基づく取組み計画及び評価表

	条数	第18条						
	条文見出し	参加						
	条文	①市は、市政に関する計画の策定及び改廃については、その検討段階から市民の参加を促進します。 ②市は、市政への市民の多様な参加の機会を提供します。						
	取り組み	企業・大学等との連携						
	担当課	市民協働課 関係課						
Do 行動計画	取組みスケジュール	年　度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
		取り組み内容	企業・大学等との協定に基づく連携事業の実施	企業・大学等との協定に基づく連携事業の実施	企業・大学等との協定に基づく連携事業の実施	企業・大学等との協定に基づく連携事業の実施	企業・大学等との協定に基づく連携事業の実施	
		備　考						
	現況評価及び今後の方向性	市民と行政の協働によるまちづくりを進めるため、企業・大学等との協定を締結し、市民の参加を得ながら協働事業を実施します。						
Check 評価		取組み結果	企業・大学等との協定に基づく連携事業の実施					
	R2年度に取り組んだ内容	域学連携協定に基づき、オオクテツクルテやオレンジシャルソンなどの事業を予定していましたが、コロナ禍により事業が中止となりました。 市内高等学校3校の担当者と市の連絡会議及び中京学院大学の担当者と市の連絡会議を開催し、連携事業の調整を図りました。						
	R2年度における所属長の評価	学校、行政、地域が相互にメリットのあるような事業実施ができるよう調整する必要があります。						
Act 改善	次年度に向けて見直す内容・改善する内容など	域学連携については、単にボランティア募集の手段でなく、学校、行政、地域が相互にメリットのあるような事業実施ができるよう調整する必要があります。						
Plan 次年度計画	次年度における具体的取組み	連絡会議を定期的に開催するなど連携を密にし、より効果的な協働事業が実現されるようにしていきます。						

瑞浪市まちづくり基本条例に基づく取組み計画及び評価表

	条数	第18条					
	条文見出し	参加					
	条文	①市は、市政に関する計画の策定及び改廃については、その検討段階から市民の参加を促進します。 ②市は、市政への市民の多様な参加の機会を提供します。					
	取り組み	市が委嘱する各種審議会・委員会への女性委員の登用推進					
	担当課	生活安全課					
Do 行動計画	取組みスケジュール	年　度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
		取り組み内容	庁内への啓発と現況調査	庁内への啓発と現況調査	庁内への啓発と現況調査	庁内への啓発と現況調査。参画率数値指標の見直し。	庁内への啓発と現況調査
		備　考					
	現況評価及び今後の方向性	市が委嘱する各種審議会・委員会等における女性の参画率は平成31年4月時点で30.8%と、3割をわずかに上回る状況です。まちづくりに関する施策や方針等の決定過程における女性の参画拡大は、市民の意見を公平公正に反映するために非常に重要であることから、女性の参画拡大を進めるよう庁内掲示板を活用し働きかけます。また令和5年度の『第2次男女共同参画プラン（後期）』の総括時には、達成度に応じて数値指標の見直しを行います。					
Check 評価		取組み結果	・現況調査 ・庁内への啓発				
	R2年度に取り組んだ内容	令和2年6月に各課等へ市が委嘱する各種審議会・委員等における女性委員の数を照会し、現況を調査しました。（令和2年4月時点で31．7%） 令和2年6月及び10月に、庁内掲示板にて、参画率の目標数値を明記し、市が委嘱する各種審議会・委員等における女性の登用拡大についての啓発を行いました。					
	R2年度における所属長の評価	計画どおりに取り組むことができました。審議会等における女性委員の参画率は徐々に上がってきています。目標数値を目指し、今後も取り組みの継続が必要です。					
Act 改善	次年度に向けて見直す内容・改善する内容など	特になし					
Plan 次年度計画	次年度における具体的取組み	市が委嘱する各種審議会・委員等における女性委員の現況調査と、庁内掲示板を活用した啓発を行います。					

瑞浪市まちづくり基本条例に基づく取組み計画及び評価表

	条数	第19条					
	条文見出し	住民投票					
	条文	①市長は、市政に関する重要事項について、広く住民の意思を確認するため、条例で定めるところにより、住民投票を実施することができます。 ②前項の条例には、それぞれの事案に応じ、住民投票の実施に関し必要な事項を定めるものとします。 ③議会及び市長は、住民投票が実施された場合は、その結果を最大限尊重します。					
	取り組み	住民投票条例の策定研究					
	担当課	市民協働課					
Do 行動計画	取組みスケジュール	年　度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
		取り組み内容	事例などの情報収集	事例などの情報収集	事例などの情報収集	事例などの情報収集	事例などの情報収集
		備　考					
	現況評価及び今後の方向性	市として住民投票が必要となった場合、速やかに住民投票が実施できるよう、情報収集に努めます。					
Check 評価		取組み結果	事例などの情報収集				
	R2年度に取り組んだ内容	住民投票の実施が必要となる事案はありませんでした。					
	R2年度における所属長の評価	特にありません。					
Act 改善	次年度に向けて見直す内容・改善する内容など	特にありません。					
Plan 次年度計画	次年度における具体的取組み	事案に応じて情報収集に努めます。					

瑞浪市まちづくり基本条例に基づく取組み計画及び評価表

	条数	第20条					
	条文見出し	市民まちづくり会議の設置					
	条文	①市長は、この条例の実効性を確保するため、市民まちづくり会議を設置し、毎年開催することとします。 ②市民まちづくり会議は、市長の諮問に応じ、この条例の運用状況を検証し、まちづくりに関する施策等について答申するほか、これらについて提言することができます。 ③前2項に規定するもののほか、市民まちづくり会議の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定めます。					
	取り組み	市民まちづくり会議の設置、運営					
	担当課	市民協働課					
Do 行動計画	取組みスケジュール	年　度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
		取り組み内容	基本条例の運用状況検証、市民まちづくり会議の運営	基本条例の運用状況検証、市民まちづくり会議の運営	基本条例の運用状況検証、市民まちづくり会議の運営	基本条例の運用状況検証、市民まちづくり会議の運営	基本条例の運用状況検証、市民まちづくり会議の運営
		備　考					
	現況評価及び今後の方向性	基本条例の運用状況を検証するため、市民まちづくり会議を運営します。また、基本条例に対する各課の取組方針を定め、PDCAサイクルを働かせます。					
Check 評価		取組み結果	基本条例の運用状況検証、市民まちづくり会議の運営				
	R2年度に取り組んだ内容	市民まちづくり会議を〇回開催しました。会議では、市の取組状況を評価するほか、まちづくり全般に対する取組について意見交換を行うなど、条例の運用状況についての検証を行いました。					
	R2年度における所属長の評価	会議運営について、市民まちづくり会議委員の提案や意見を採りいれながら検証を進めました。					
Act 改善	次年度に向けて見直す内容・改善する内容など	市民が主役のまちづくりを推進するため、行政主導の検証のみとするのではなく、委員の提案や意向等も採りいれながら検証を進めます。					
Plan 次年度計画	次年度における具体的取組み	引き続き、委員からの提案や意見を採りいれながら、開かれた会議運営を行います。					

瑞浪市まちづくり基本条例に基づく取組み計画及び評価表

	条数	第21条					
	条文見出し	条例の見直し					
	条文	市長は、5年を超えない期間ごとに前文に掲げられた理念に照らし条例を見直し、必要な場合は改正等の措置を講じます。					
	取り組み	条例の見直し					
	担当課	市民協働課					
Do 行動計画	取組みスケジュール	年　度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
		取り組み内容	見直し検討、必要に応じ審議会の開催	見直し検討、必要に応じ審議会の開催	見直し検討、必要に応じ審議会の開催	見直し検討、必要に応じ審議会の開催	見直し検討、必要に応じ審議会の開催
		備　考					
	現況評価及び今後の方向性	条例施行後、5年を超えない期間ごとに見直しを行い、必要に応じて条例の改正等の措置を講じます。					
Check 評価		取組み結果	見直し検討、必要に応じ審議会の開催				
	R2年度に取り組んだ内容	市民まちづくり会議において、基本条例の運用状況の確認を行い、条例の見直しについて必要は認められないとの答申を受けました。 各部署において、取組の見直しを実施しました。					
	R2年度における所属長の評価	基本条例の見直しについては、5年を超えない期間ごとに、市民まちづくり会議において、基本条例の運用状況の確認を行う必要があります。 各部署では事業等が硬直化する中、引き続き、まちづくり基本条例に照らし合わせた新しい施策・事業実施が提案されるように呼びかけを行う必要があります。					
Act 改善	次年度に向けて見直す内容・改善する内容など	市民まちづくり会議における検証結果を担当課へ確実に伝えていく必要があります。					
Plan 次年度計画	次年度における具体的取組み	引き続き、関係各課においてPDCAサイクルの実践を行うように促します。					